軽自動車税の減免を行っています

町では、身体障がい者などのために使用される軽自動車などについて、軽自動車税（種別割）の減免を行っています。

令和4年度に減免を受けたかたは、申請した内容に変更がない場合、減免が継続されますので、申請の必要はありません。

運転者の変更や免許証の更新など申請内容に変更がある場合は、納期限までに再度、申請が必要です。

※令和5年4月1日までに身体障害者手帳などの交付を受けているかたが対象です。

※自動車税（県税）との減免の併用はできません。

問い合わせ先
役場税務課軽自動車税係
☎（86）1172［直通］

○申請期限
5月31日（水）

	減免対象となる軽自動車税	必要書類
①	社会福祉法人や特定非営利活動団体などが所有し、社会福祉事業や福祉サービスなどを行うために直接使用するもの	・車検証 ・団体、法人等の規約、定款の写し ・自動車運行状況書（他の用途にも使用する場合、提出が必要です。）
②	・身体障がい者のかたが所有するもの ・精神障がいまたは知的障がい者のかた、またはそのかたと生計を一つにするかたが所有するもの ※障がいの内容や等級によって減免が受けられない場合があります。	・軽自動車税納付書または口座振替用納税通知書 ・マイナンバーカード（納税義務者） ・運転免許証（運転するかた） ・車検証（車検のない原付などは除く。） ・障害者手帳 ・入院証明書、通所証明書（該当の方のみ）
③	車の構造が身体障がい者などの利用に供するためのもの（車いす移動車など）	・上記、必要書類および仕様書、写真など構造について確認できる資料

野鳥のヒナを見つけたら

町には、春から夏にかけて野鳥のヒナに関する問い合わせが多数寄せられます。

野鳥は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護法）によって、国や都道府県などの許可を得ることなく捕まえてはいけないことになっています。たとえ、身近にいるスズメであっても捕まえて飼うことは法律違反となります。野鳥はあくまでも野生動物なので、距離をおいて見守ってください。

問い合わせ先
役場耕地林務課林務係
☎（86）1159［直通］
北薩地域振興局
☎（25）5509